

第2回長岡市・与板町合併協議会

会 議 録

第2回長岡市・与板町合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成17年2月9日(水) 午後1時30分
- ・場 所 長岡市役所 大会議室

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	山崎 忠彌	二澤 和夫	佐々木一昭
小熊 正志	大地 正幸	佐藤 誠一	石丸 誠亮
朝日 由香	上村 行雄	下田 邦夫	豊口 協
鯉江 康正	阿部 誠一		

以上 14名

(欠席委員の氏名)

田村 巖

1名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

長岡市・与板町合併協議会

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから第2回長岡市・与板町合併協議会を開催させていただきます。

私、事務局長の北谷でございます。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。先日は、今も開会前に話題が出ましたが、大変な大雪で、皆さん方も大変ご苦労されたと思います。本日は旧正月ですね、2月9日は旧1月1日元旦ということで、中国では春節というふうに言っておりますんで、いよいよ春に向かって気温もどんどん上昇していくんじゃないかという期待が感じられるわけでございます。今回の協議が2回目の協議でございますが、下部組織でございます各分科会、それから小委員会では大変活発に議論がなされているというふうに伺っております。このそれぞれの分科会あるいは小委員会、あるいは幹事会の議論を経て本日の協議会が開催されるわけでございます。各委員会の議論に負けぬように活発な協議となりますように、心からお願いを申し上げます。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日は田村委員が欠席でございますが、過半数以上の出席がございますので、規程により会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。まず、事前配付資料で、次第、第2回会議資料報告編、第2回会議資料議案編、別冊資料、各種事務事業の取り扱いでございます。また、本日の配付資料として、第2回会議資料報告編をお配りしてございます。資料は以上でございます。

それでは、この後の進行につきましては、会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速でございますが、これより議事に入らせていただきます。

まず、報告事項に入ります。報告第8号 協議会委員等の変更について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、事前配付しております資料の方の第2回会議資料報告編をお出してください。1ページ目でございます。報告第8号 長岡市・与板町合併協議会委員等の変更についてでございます。これは、1月31日付で与板町の佐々木助役さんがおやめになりましたので、それに伴う委員の変更でございます。具体的には、下の方に記載のとおりでございますが、佐々木助役さんが委員をしていただいた関係がご

ざいまして、交代するような形になりますが、与板町の安達総務課長さんから協議会委員、そして協議会の内部での監査委員、それから新市建設計画策定小委員会委員、この三つを引き受けいただくこととなります。なお、一番最後に幹事として、与板町の水野教育長さんのお名前が挙がっておりますが、幹事会のメンバーでも、佐々木助役さんでありましたので、交代するような形で、水野教育長さんから幹事会にお入りをいただくと、こういうことでございます。委員等の変更につきましては以上ですが、今申しました内容を次の3ページ、4ページに表としてまとめてございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、次の報告第9号に移りたいと思っております。第1回から第3回新市建設計画策定小委員会につきまして、第1回協議会で承認をしていただきました小委員会委員名簿に記載の委員の皆様から新市建設計画の検討をお願いしてまいりました。小委員会委員の皆様には大変お忙しい中、短期間で3回も会議を重ねていただきました。まことにありがとうございます。

では、まず小委員会委員長の豊口委員から小委員会の概要についてご報告いただきました後に、資料につきましては事務局から説明をお願いいたします。

新市建設計画策定小委員会（豊口 協）

それでは、報告第9号 第1回～第3回新市建設計画策定小委員会についてご報告を申し上げたいと思っております。

協議会から付託を受け、先ほど報告にありました委員によりまして、新市建設計画策定小委員会を3回にわたり開催し、検討を重ねてまいりました。第1回は、平成17年1月28日、長岡市役所において開催いたしました。小委員会の役割や建設計画の策定方針の詳しい内容について確認をし、与板地域の歴史や概要を与板町の職員の方からご説明いただきました。その後、合併後のまちづくりについて意見交換をいたしました。

2月3日、第2回、2月8日に第3回の小委員会を開催し、新市建設計画策定方針に基づいて審議を重ねました。各委員から貴重なご意見をたくさんいただきました。与板地域の資源や強みから、その可能性を見きわめ、新市地域らしさ価値を高める整備活動方針や施策を整理しながらまとめてまいりました。与板地域は、コンパクトなまちの中に豊富な地域資源が点在しております。400年の歴史を持つ越後与板打刃物のたくみのわざ、楽山亭など、信濃川の舟運がはぐくんだ歴史文化があります。河川公園をつくった地域の力や町民の自主的な活動を生かして、新市各地域との交流などを含め、さらに磨きがかかっていくものと期待できます。

本日は、与板地域の整備活動方針と新市の地域らしさ価値を高める行動計画としての新市建設計画の案を報告させていただきますが、今後はさらに県との協議を経て、2月下旬から3月上旬にかけて最終

的なまとめを行う予定になっております。

詳細につきまして、事務局の方からご説明を申し上げたいと思います。お願いいたします。

事務局（竹見）

それでは、事務局からご説明いたします。事務局の竹見と申します。

お手元の第2回会議資料報告編の(当日配布)の方をごらんください。1枚おめくりいただきまして、報告第9号につきましては、こちらに書いてありますように資料1から資料3までで構成をされております。それぞれの資料に基づきましてご説明をいたします。

もう一枚おめくりください。資料1のこちら与板地域の整備・活動方針として、地域の夢ということでまとめてございます。4ページで構成されておまして、将来構想の第4部に追加されるものでございます。

1ページは、与板地域は、こんなところということで、与板町の成り立ちや直江兼続など名将が治めた城下町のお話、それから地域活動が活きる教育環境などについてまとめてございます。

おめくりいただきまして、2ページ、それから3ページにつきましては、それぞれの地域らしさ価値ごとに与板地域の整備・活動方針をまとめてございます。2ページの上段からご説明いたします。上段、独創企業が生まれ育つ都市をありたい姿としています。そして、右上の方に、それを活用したい地域資源としてまとめてございます。与板地域の資源の強みや内容としてまとめてあります。400年前の刀かじから始まった伝統工芸品の指定を受けております越後与板打刃物、それからそれらのわざを受け継いでおります伝統工芸士として11名の方が認定されております。そして、全国トップクラスの評価を得ている転作大豆、そして竹酢液などの新たな資源による製品化の動きがあると、そういったものと独創企業が生まれ育つ都市を高める方向性、いわゆる特有の地域資源を他地域との交流を通じて、これまでなかった活用方法など考えていくことで、新市全体の独創力を高めると。それとあわせて、与板地域の整備・活動方針をまとめてございます。こちらに書いてございますように、特有の地域資源を活用した独創と起業を進める地域の形成としてまとめてございます。右の方は、実現していくための活動・展開として、見極める、発信する、育てるの観点で整理をしてございます。こちらは、住民の方々が合併後、地域においてどういう活動をしたかったらよいかかわかるように、活動の方向性を示してございます。

2ページの下の方でございます。こちら元気に満ちた米産地でございます。活用したい地域資源といたしましては、信濃川舟運が育んだ歴史文化や景観、それから現在も伝えられる農村部の文化、そして「人々の憩いの場」実現に取り組んだ地域の動きということで、歴史文化が育むふるさと景観、そして地域づくりを目指す人々の力ということで、特に「ほたるを守る会」により生息環境が守られ、田園地から、それから住宅地にかけてホテルが舞うと、そういった蛸が舞う市街地、そういった人々の力を合わせまして、元気に満ちた米産地の高める方向性を合わせますと、こちらに書いてございますように、地域づくりのよりどころとなる「歴史と田園が織りなすふるさと」の形成ということでまとめてございます。

続いて、3ページをごらんください。上段が世代がつながる安住都市でございます。活用したい地域資源として、右上の方にまとめてございます。コンパクトな町に点在する豊富な資源ということで、楽山亭や与板十五夜まつり、あるいは伝統芸能文化子供教室、それから学校教育で続けられている“思い”の記録ということで、子供たちの地域の思いを「わたしたちのよいた」として毎年まとめられていると、それから地域の人材バンクと未来の人材育成ということの中で、ご自分の特技を生かされた約300人の登録者がいっしょということ。それから、組織は小さいけれども、夢を実現しようとする人材ということで、伝統芸能子供教室あるいは和太鼓などの伝統文化を継承する活動が盛んに行われていると。そして、戦時中の疎開者との交流で、株分けされた花菖蒲が植えられている、そういった花菖蒲ゾーンがある河川公園をつくった地域の力ということ。

それから、世代がつながる安住都市を高める方向性として、こちらに書いてございますように他地域との交流によるすべての体験や感情を、地域の財産として捉え、その体験の中に地域がよりよくなるための問題点や課題を発見することで、“真心の地域づくり”を目指すということで、あわせて与板地域の整備・活動方針につきましては、こちらに記載のとおり積極的な交流で、常に育ちつづける地域と人づくりということとまとめてございます。

3ページの下の方になりますけども、四つ目の世界をつなぐ和らぎ交流都市でございます。資源の強み・内容につきましては、歴史文化が引き継ぐ地域の人柄ということで、信濃川舟運を利用して栄えた商人の町は濃やかな人情を引き継いでいるということです。それから、登り屋台、そして名将直江兼続の愛民の心と精神というものは、現代も住民に引き継がれていると。それから、住民有志により手づくりで始められました楽山亭のライトアップ事業や、自然環境づくりでは自主的なグループで、カブトムシ育て隊やほたるを守る会でいろんな活動が行われていると、そして真心を込めてつくられている大判焼きなどに見られる地域資源と高める方向性とあわせて、与板地域の整備・活動方針につきましては、こちらに記載のように、豊富な歴史文化や人柄が創るまごころのもてなし発信地域としてまとめてございます。

続きまして、4ページをごらんください。こちらは、もっと詳しく地域の力ということで、与板の自然が生み出す人づくりや、それから登り屋台、楽山亭などをご紹介します。

資料1は以上でございます。

続きまして、資料2をご説明いたします。長岡市・与板町新市建設計画の案でございます。こちらは、長岡地域の6市町村で策定いたしました建設計画をベースに取りまとめてございます。追記、修正箇所は網かけをしております。

表紙をおめくりいただきますと、左の方に目次がございます。序章から第10章まで構成されております。主な修正、それから追記箇所につきましては、第1章、新市の概況からみた可能性、そして第2章の3番、地域の夢、そして第4章、新市建設の施策ということで、戦略的事業、それからリーディングプロジェクトについて主に追記、修正をしております。5章、6章は、特に追記、修正はしてござい

せん。それから、第7章の新市建設の根幹となる新潟県事業について追記をしています。それから、第9章の財政計画について修正をしております。

続いて、7ページをごらんください。7ページからは、第1章の新市の概況からみた可能性ということで、6市町村のデータに与板地域のデータを追記をしてございます。長岡市中心までのアクセス時間や、それから人口・世帯、そしてが面積などを取りまとめてございます。14ページまで続きます。

続きまして、15ページをごらんください。こちらからは、新市の競争力ということで、各地域の産業、それから農業、それから商業などのデータを取りまとめてございます。22ページまで続きます。

続きまして、23ページをごらんください。第2章の新市将来構想の概要でございます。こちらは、合併後の新市のまちづくりの基本方針をまとめてございます。独創企業が生まれ育つ都市を初め四つの新市地域らしさ価値を、それぞれ24ページから27ページまでまちづくりの基本方針としてまとめてございます。

それから、28ページからは各地域の地域別整備・活動方針をそれぞれの地域ごとにまとめてございます。与板地域は34ページでございます。先ほどご紹介いたしました資料1の内容をこちらの方に概要としてまとめてございます。

それから、35ページ、36ページは、それぞれの地域らしさ価値ごとに6市町村のところに与板地域の実現すべき与板の姿をまとめてございます。

続きまして、37ページをごらんください。こちら第3章で、新市建設計画策定についてということで、建設計画策定をする上での基本的な考え方をまとめてございます。37ページは、建設計画策定のプロセスをまとめてございます。こういった基本的な考え方にに基づきまして、まとめてまいりました。3章は、特に追記、修正はございません。

続きまして、45ページをごらんください。こちら第4章、戦略的事業でございます。戦略的事業は、新市将来構想の実現に向けた事業でございまして、将来構想の地域らしさ価値を高めるために、住民と行政が一体となって、今後10年間の間に取り組んでいくべき事業でございます。こちらの表につきましては、新市として取り組んでいくものとして整理されています。その中でも、特に与板地域の資源や強みを活用し、地域らしさ価値を高めていく活動を加えてございます。戦略的事業につきましては、大きな項目での追記はございません。

49ページをごらんください。49ページからは、戦略的事業の中でもリーディングプロジェクトをまとめてございます。リーディングプロジェクトは、新市全体に広めていくものであるとともに、小さくとも確実な成功を積み重ねることによって、住民の皆様方の達成感を高め、新市建設に向けての動きを加速していく事業とも言えます。

50ページをごらんください。表は、左から重点実現項目、戦略方針、リーディングプロジェクトでまとめてございます。まず、独創企業が生まれ育つ都市でございます。一番上にございますように、地域産業ブランド力強化事業に追記してございます。先ほどご説明いたしましたように、与板地域の400年前

から受け継ぐたくみのわざ、打刃物の伝統技術と長岡造形大学などの研究機関や子どもたちとの交流を通じて、新しいアイデアによる製品開発に挑戦するという事で、追記をしています。

続きまして、ページ飛びますが、56ページをごらんください。こちら世代がつながる安住都市でございます。下の欄にございますように、地球を想う「未来人」育成・発信地域の創出という重点実現項目に対して、青少年体験型学習推進事業がございます。その矢印の一番下でございますが、里山の虫や動植物とのふれ合い活動を通し、地球を思う子どもを育てる。こちら市街地での蛍を生息させる住民の皆さんの取り組みや森林公園でのカブトムシを育てる、そういった活動から与板地域で先行的に取り組むということで、追記をしています。

続きまして、60ページをごらんください。世界をつなぐ和らぎ交流都市に対して追記をしています。戦略方針で、住民の地域に対する愛着・意識形成と、それに基づく市民レベルの交流の活性化を促進するという事で、中段になりますけども、市民交流ネットワーク強化事業でございます。矢印の四つ目でございますけども、地域の歴史文化を伝える人材を発掘・組織化し、新市全体の交流拠点づくりを展開するという事で、与板地域では日本の伝統音楽を子供たちに教える活動や300人の人材バンクの登録などから、与板地域で先行的に取り組むということで、追記をしています。

続きまして、61ページでございます。一番下になりますけども、戦略方針、市民参画による地域資源を活用した市民が愛着と誇りを持てる景観形成の仕組みづくりを行う。これに對しまして、景観・街なみ形成保全促進事業がございます。矢印の二つ目、歴史・文化のまち歩きルートの形成と、地域による演出・手入れ・もてなしの仕組みをつくるということで、与板地域が歩いて回れるまち、それから人情深い人柄ということで、与板地域でまず先行的に取り組むということで、追記をしています。

62ページ、63ページは、リーディングプロジェクト以外の事業でございますけども、特に追記、修正はございません。

それから、64ページからでございますが、第5章として、生活基盤整備事業を掲載しております。新市全体として取り組んでいくものでございまして、必要性や緊急性を個別に判断した上で、順次事業に着手することになります。

続きまして、68ページをごらんください。こちら第6章、合併に伴い必要となる事業ということで、一体感の形成を醸成していくものでございます。こちらも新市全体として取り組むものとして、まとめてございます。生活基盤整備事業と同じく、その必要性や緊急性を個別に判断した上で、順次着手することになります。

5章、6章は、特に追記、修正はございません。

続きまして、70ページをごらんください。第7章の新市建設の根幹となる新潟県事業でございます。こちら70ページの道路整備、歩道整備の方に2本追記をしています。一般県道与板関原線（与板町・原）、それから一般県道与板北野線（与板町与板）ということで、2本を追記してございます。あとの事業につきましては、追記はございません。

続きまして、74ページをごらんください。こちら第8章、公共施設の適正配置をまとめています。こちらは、特に追記、修正はございません。

第9章財政計画につきましては後ほどご説明をいたします。

それから、第10章、77ページでございます。こちらは、新市建設計画の推進に向けてということで、登載事業の実現に向けた新しい社会や行政の仕組みの取り組みなどをまとめてございます。こちら追記、修正等はございません。

今後は、先ほど委員長からご説明ありましたように、新潟県のご担当の皆様からいろいろご意見をいただきながら、さらによりよいものに上げていくこととなります。

続きまして、第9章をご説明いたします。

事務局（大滝）

財政計画についてご説明いたします。75ページをお開きください。事務局の大滝と申します。よろしくお願ひします。

この財政計画は、既に決定をされております長岡地域合併協議会の財政計画に与板町の財政見通しを加え、合併に伴う削減経費や住民サービス向上のための経費、合併特例債事業、国、県の財政支援措置などを考慮して新市の10年間の財政規模を算出したものでございます。建設計画が事業の実施計画ではありませんので、この財政計画は毎年度の実施予算を示すものではなく、10年間のおおむねの財政規模や傾向を示すものとなります。算出の仕方は、長岡地域合併協議会のとおり同様にありますので、75ページに記載しております、1、基本的考え方、2、前提条件につきましては、長岡地域合併協議会のとおり同様にあります。その結果、新市の財政計画は76ページに掲げております数値のとおりとなりました。総額は8,984億円であります。単年度では、898億円程度ということになります。

この資料の一番最後の紙をごらんください。右上に資料3と書いてあるものでございます。財政計画についてでございますが、ここに合併に伴う10年間の財政影響額や計画作成に当たり留意した点を掲げました。主な削減経費といたしまして、人件費で174億円を、物件費は合併に伴うスケールメリットとして、33億円を見込むものでございます。

次に、制度調整により住民サービスを向上するための経費として、32億円を見込んでおります。建設事業費につきましては、地方交付税等の一般財源の減少が見込まれることから、将来の財政負担を考慮し、単年度で過去3カ年の平均事業費を上回らないように見込んでおります。また、合併特例債については、その上限額の90%の424億円を使うこととして見込んでおります。さらに、有利な起債であります合併特例債を通常の建設事業の起債にできるだけ振りかえて活用するということとしております。

次に、旧市町村単位の地域振興や住民の一体感の醸成のために、その運用益を活用できる基金が造成できますが、それを40億円見込んでおります。

最後に、合併後の臨時的な経費に対して、地方交付税や国、県補助金の支援措置がありますので、それを91億円見込んでいます。

以上で財政計画の説明を終わります。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいま大変短期間でおまとめをいただきました建設計画の現段階での概要についてご説明ございましたが、次回が最終回となりますので、この建設計画に関してご意見がある場合は、今回ぜひご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

市民の方からの委員の方、何か……私なんか長岡から見ているすと、例えば楽山亭ですね、いつも私、長岡市長の立場で、外国からお客さんが来たときにご案内するところがなくて、特に食事もできるような場所があるといいなと思っていたんですが、そういう使い方ができるといいなとか、それは建設計画の中にそういうことは書けないかもしれませんが、何かやはりそういったことがそういう地域の価値を生かすというような書き方をぜひしていただければと思いますし、直江兼続についても、たまたま「歴史街道」という結構売れている雑誌があって、あれ駅でも売っていますけども、今月号は直江兼続ですね、特集は。

何事か声あり

議長（森 民夫）

そうですね。そんなこともありますから、そこら辺をうまく計画に取り込んでいただきたいことと、それからもう一つは、貞心尼が与板から峠を越えて和島へ通ったわけで、今もう忘れ去られているかもしれませんが、私なんかすごくやっぱりそういうのが好きなもんですから、峠をそういうことでもう少し価値を出すとか、何かいろいろ盛りだくさん言いましたけども、そんなようなことを少し盛り込んでいただけますと長岡市長としては大変うれしいんですけども。

委員（豊口 協）

実は打刃物をこの間見せていただいたんです。非常にすばらしい道具でございまして、本当に伝統的なたくみの心が製品の中に生きているんですね。ああいうものをやっぱり今度は全市でもって市のたくみのわざとして発信する必要があるだろうという気はいたします。特に今割合安い刃物がいっぱい出てきているんですけども、ああいう本格的な刃物というのはそう残っているわけじゃなくて、ぜひあれを実際家庭でいるんなものをつくりたいと思っているような人たちにも、ぜひ使っていただけるような方法が展開できると非常にいいなという気はいたしました。特にこの間実際のものを持ってきていただいて、大判焼きもいただいたんですけども、何かプレゼンテーションが非常にリアリティーがありまして、非常に納得する点がたくさんございました。ありがとうございました。

議長（森 民夫）

計画に入っていますけど、造形大学のデザイン力とうまく結びつくといいなというのは、本当に心から思いますね。

委員（下田 邦夫）

これもやっぱり技術を技術大学から、ああいう研磨だとか、打って何か加工できるものはないかというのを、その技術で何かできないかと、それもとにかく仏師だとか、要するにいろんなお寺のほとんど恐らく与板の刃物が使われていると思うんですよ。手斧とか、ああいうもの全国のシェアというのはトップですから、意外に地味な商品ですけれども、ぜひともそういう面でまた産学共同じゃないですけども、開発をお願いできればなというようなことです。

議長（森 民夫）

その辺ちょっと強調していただいてですね。

ほかにございませんでしょうか。

今の刃物で私思い出しますのは、私たちが子供のときは、いわゆる中学校で大工道具購入するときは与板の刃物でしたよ。大体かんとか買うときに与板のだったですね。

委員（下田邦夫）

それともう一つ、直江兼続が出ましたんですけども、今の米沢、六日町、与板、上越と大河ドラマにする会というのが数年前からいろいろ会合を持っております。NHKの方にもかけ合っておりますけども、なかなか順番が来ないようでございますけれども、ぜひともひとつ新ながおかになりましても、また側面からの応援をお願いしたいということでございます。

議長（森 民夫）

側面からでなくて、正面からになると思います。

よろしゅうございますか、ほかに。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、また大変時間がないところ恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、報告事項は終わりました、協議事項に移りたいと思ひます。

議案第23号の合併の期日でございませうが、事務局から具体的な日程の案があるようございませうので、説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、第2回会議資料の議案編をお出しください。1ページございませう。議案第23号 合併の期日についてございませう。合併の期日は、平成18年1月1日とするという提案をさせていただきたいと思ひておひます。第1回目の協議会におきまして、大体のスケジュール案をお示ししたところでございませうが、18年の1月から3月31日までの間に合併日を迎えるというような案をお示しを1回目でさせていただきます。

そこで、本日はその中で合併日を決定するに当たりまして、最も大事なことは何かということから、この日を提案するわけですが、最も大事なことは住民サービスに支障を来さないということが最も大切であると思ひておひます。現在行政事務のほとんどが電算処理、いわゆるコンピューターにより処理を

されております。したがって、合併日までの間にそれぞれ異なる電算のシステムを統合したり、さまざまな電算データを新しいデータに移行するという作業が出てまいります。これらの作業を限られた期間内に終了するだけでなく、その終了したものが実際に確実に運用できるかどうかという確認を合併までの間にする必要が出てまいります。そうしますと、合併日の前後に何日間か休日があることによりまして、これらの確認が確実にできると考えるものでございます。

なお、1月1日は年度の途中ではありますが、新しい年の初めの日であり、住民の皆さんにとってもわかりやすい日であると考え、この日を提案するものでございます。

説明は以上です。

議長（森 民夫）

大変重要な議題でございますが、今説明のように大変変わり目としてはよろしいと、こういう提案がありますが、ご意見ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、合併期日につきましては、1月1日とするということによろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、議案第24号 農業委員会の委員の任期及び定数の取扱いについて資料の説明をお願いいたします。

農業委員会分科会（吉岡）

議案第24号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてご説明を申し上げます。農業委員会事務局の吉岡と申します。

3ページの中ほどでございます。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、1、編入される与板町の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。このことは、合併後は一つの農業委員会といたしまして、委員会業務を運営していくものでございます。

2番目、農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。

（1）、編入される与板町の農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される与板町の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。こういうものでございます。

ただいま申し上げましたことは、合併特例法を適用するという基本的な考え方のもとに、在任される委員数を配分したものでございます。在任していただく委員数の算定に当たりましては、長岡地域合併

協議会で協議いたしました算定方法と同様に、昨年3月31日に確定いたしました農業委員選挙人名簿に登録されています登録者数に比例し、算出したものでございます。

(2)、任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

1枚おめくりいただいて、4ページをお願いいたします。3、合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、与板町の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。定数40人は、法律で定められた上限の定数でございます。また、与板町は法律で規定する選挙区の設置基準を満たしておりますので、設置することとしたものでございます。

次の5ページは、ただいまご説明いたしました議案の内容を整理した参考資料でございます。ごらんをいただくということで、説明は省かせていただきます。

説明は以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

議案第24号につきまして、ご質問、ご意見がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

特にならなければ、24号につきましては原案どおり決定とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

続きまして、議案第25号 使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、7ページでございます。議案第25号 使用料・手数料等の取扱いについてでございます。これらの取り扱いにつきましては、大きく1番から4番の基本的な考え方で整理をしたいと考えております。

1番、施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。施設の使用料につきましては、現在それぞれの市、町で適正な基準により決定しておりますので、基本的には現行どおりという考え方でいきたいと考えるものです。ただ、全く同じ種類の施設、似ている施設につきましては、一つの市になるわけですので、余り差があってはならないという考え方が、一方ございます。こういったものにつきましては、施設の規模や実態を考慮し、できるだけ統一を図る、こういう考え方でございま

す。

2番、行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。行政財産使用料、占用料、主には電柱や電話柱などの使用料、占用料でございます。当然一つの市になるわけですので、一つの制度にすべきものです。したがいまして、長岡市の制度に統一をするものです。

3番の手数料ですが、手数料については長岡市の制度に統一する。いわゆる住民票であるとか、各種の証明手数料などのことを言っております。これにつきましても、一つの市になるわけですので、料金に違いがあってはならないということで、統一をするものです。

4番、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料・手数料等については、除くものとする。これは、後ほど各種事務事業の取扱いという項目が出てまいります、そもそも使用料、手数料の金額を統一するかどうかの議論をする前に、制度そのものに差があるものがございます。そして、その制度を統一した上で、金額についてどうするかという協議、検討する必要があるもの、こういったものにつきましては、事務事業の取扱いの中で整理をしたいと考えるものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今ほどの説明を少し具体的に項目別に分けたものがございます。1番の施設使用料につきましては、(1)、現行どおりとするもの、それから(2)、長岡市の制度をもとに統一するものの中で、合併年度は現行どおりとするもの。それから、(3)は長岡市の制度をもとに統一するんですが、平成19年度までは現行どおりとするもの。それから、(4)番としまして、制度の今までの設置経緯や、それから建物の内容、料金体系等にかなり経過や差があるものについては、当分の間は現行どおりとし、ある程度の期間をかけて調整をする。こういう四つの基本的な考え方で施設の使用料を決定をしたいというふうに考えております。

大きな2番、3番につきましては、今ほど説明をしたとおりでございます。

そして、施設使用料、もう少し具体的にご説明をいたしますが、次のページ、10ページ、11ページに、今ほど説明をいたしました区分ごとに具体的にどの施設がどの区分に該当するのかということ、長岡市と与板町で同種の施設を併記をして比較できるように記載をしたものがこれでございます。例えば(1)番の現行どおりとするというものの中の与板町のところをごらんいただきますと、三つの施設の名称が挙がっておりますが、これらの施設につきましては現行どおりとするものでございます。以下、施設名が個別に入っておりますが、長岡市の制度をもとに統一していくもの、当分の間現行どおりとしますが、期間をかけて調整するもの、それぞれ記載のとおりでございます。

11ページの2番、行政財産使用料、占用料でございますけども、これも先ほど説明しましたとおり、電柱、電話柱などの使用料、占用料ですが、大きな項目として区分をしますと、番から番のこれらの項目に区分けができます。そのうち、与板町さんとして使用料、占用料に該当しますのが丸印で表記をしてございます番から番、それから番、これらのものが該当するということをこういった表で整理をしたものでございます。

続きまして、12ページからでございますが、ここでは手数料の金額についてご提案をさせていただく

ものがございます。内容としましては、12ページから19ページまで、それぞれの分野ごとに長岡市と与板町の現在の手数料の金額を同種のものでできるだけわかりやすく併記するような形で整理したものでございます。当然今現在制度の内容が違っておりますので、手数料に差があるわけでございますが、上がるもの、下がるもの、変わらないもの、さまざまでございますが、全体を通して見た場合には、基本的には長岡市の手数料の方が金額は安いという結果になっておりますので、与板町さんとしては、そういった観点ではサービスの水準としては上がるという考え方でよいのではないかと考えております。

使用料、手数料の説明につきましては、以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいま説明がございまして、使用料、手数料については上がるものもありますが、変わらないもの、また下がるものもかなり多いようでございます。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

よろしゅうございますか。

それでは、議案第25号につきましては、決定とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

次に、議案第26号 公共的団体等の取扱いについてでございます。

資料について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

21ページでございます。議案第26号 公共的団体等の取扱いについてでございます。

まず、基本的な考え方を整理をさせていただき、その後四つのさらに具体的な方針に基づいて整理をしていきたいという提案をさせていただくものでございます。新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って次のとおり調整に努めるといふものです。具体的に1番から4番までの考え方で整理をすることを本日提案をさせていただき、協議会でご承認をいただいた後に分科会で実質的な作業に入りたいと考えるものです。

（1）、両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。（2）、両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。（3）、両市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。（4）、その他の団体は、原則として現行どおりとする。（4）のその他の団体といひますのは、それぞれの自治体にしかない独自の団体を指しております。したがって、現行どおりという考え方です。

それでは、どんな公共的団体があるかということですが、それを次の23ページから27ページまで、これも分野ごとに整理をしております。さらに、同種のを比較できるように、できるだけ同種の団体が横並びで見れるように整理をしたものでございます。なお、参考として、長岡地域合併協議会構成団体の5町村のものも参考として掲載をしております。さまざまな団体があるわけですが、例えば23ページのナンバーで言いますと11番、12番、福祉・保健・医療の分科会の中の該当する団体ですが、社会福祉協議会やシルバー人材センター、これらのものは法律によりまして一つの自治体に1個の団体と決まっておりますので、こういったものは当然合併にあわせて統合していくということになります。それ以外の団体につきましては、今ほど説明しました基本的な考え方に基づいて、今後調整を図っていきたいものでございます。

説明については以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

本件は、基本方針を決めていただいて、具体的には今後この方針に基づいて協議を進めるということで、必ず統一しなければならないのは法令に基づくものということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

では、議案第26号につきましては原案どおり決定とさせていただきます。

次に、議案第27号の町名・字名の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

住民・国保・年金分科会（神林）

議案第27号 町名・字名の取扱いについてでございます。長岡市市民課の神林と申します。

町名・字名の取扱いにつきましては、長岡市においては現行どおりとするものでございます。

次に、与板町の町名は、与板町住民の合意などをもとに取りまとめられたものでございまして、与板町においては与板町をつけ、大字の表記を削除するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、31ページは参考資料としまして、与板町の町名の具体例を示したものでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

本件につきましては、基本的には与板町さんのお考えで決めていただくことかなと思いますが、特にご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議案第27号につきましては決定とさせていただきます。

次に、議案第28号の各種団体への補助金・交付金の取扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、33ページでございます。議案第28号 各種団体への補助金・交付金の取扱いについてでございます。

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する補助金・交付金については除くものとする。ここにつきましても、各種事務事業の取扱いの有無につきましては、先ほどの説明と同様でございます。ここでは、各種団体が行う事業に対する補助金、いわゆる各種事務事業の取扱いで検討するもの以外のもの、具体的には団体に対する運営費の補助の取り扱いについて、（１）から（３）の基本的な考え方を提案をさせていただき、協議会でご承認をいただいた後、それぞれの分科会で具体的な作業に入りたいというものでございます。

（１）、両市町同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。（２）、両市町独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つよう調整をする。（３）、整理統合できる補助金については、統合又は廃止する方向で調整する。

そして、どの団体にどのような補助金が出ているかということでございますが、次の35ページから39ページまで、長岡市、それから与板町、長岡地域合併協議会構成5町村の補助金を同種のもののできるだけ併記できるような形で、分科会ごとに整理をしたものがこれでございます。これらの補助金につきまして、協議会でご承認いただければ具体的な作業に今後入っていきたいと考えるものです。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

議案第28号につきましても、基本方針を本日決定して、この方針に基づいて今後具体的な検討を行うという、こういう趣旨のものでございます。何かこの際、ご意見、ご質問ございましたらばお願いいたします。よろしゅうございますか。

本件につきましては、各団体の事情等把握して十分協議をしていただきたいと思います。

議案第28号につきましては原案どおり決定さとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

では、最後の議案でございます。議案第29号 各種事務事業の取扱いでございます。別冊にファイリングでございますように、大変事業の数が多いため、一つ一つ詳細な説明は困難でございますので、ポイントを絞りまして、特に与板町さんから見てサービスが低下するものにつきまして重点的に一括して説明するというようお願いをしたいと思います。

事務局の方から、ただいま申し上げましたような方針に基づきまして、大切なポイントの説明をお願いをしたいと思います。

事務局（高橋）

それでは、議案第29号 各種事務事業の取扱いについてでございます。恐縮でございます、厚いファイリングされました別冊資料というのが行っておりますので、これで説明をいたしますので、お手元にご準備ください。

別冊資料、1枚おめくりいただきますと、1ページに「各種事務事業の取扱い」概要というのがございます。まず、この概要によりまして全体の説明をいたします。左上に協議項目数、358項目というのが出ておりますが、全体で358の項目について整理をしたものでございます。そして、358の項目がどのような分野のものであったか、分科会ごとに整理をしたものがの円グラフでございます。ごらんいただいたとおりでございますが、福祉・保健・医療の分科会が一番多くて39.1%でございました。その次に、学校教育の分科会で15.4%、以下、商工・労働の分科会、農林の分科会、その他ということで、記載のとおり結果となりました。これが358項目の分野別の内訳でございます。

次に、そのすぐ右でございます。番、調整方針案の状況、これは長岡地域合併協議会の結果と比較してどのような結果になったかということでございます。結果ですが、長岡地域と同様の結果となったものが77.4%でございます。それから、与板町に限り経過措置をつけたものが22.3%でございます。それから、わずか0.3%その他というのございますが、これは新たな制度をつくった、新たな方針をつくったものが0.3%ということでございます。

次に、一番下、番をごらんください。これは、調整方針案に基づく合併後のサービス水準の変化を与板町さんの方から見た場合にどのような形になるかというものを整理したものでございます。変わらないものが全体の53%です。サービス水準が上がるものが41%です。そして、下がるものが6%という結果になりました。

次に、ここまでの結論を出すに至った経過といいますが、資料の内容の説明を少しいたします。1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。今ほど説明いたしました358項目のお話をしましたが、358の項目すべてにつきまして、このような形で整理をいたしております。このページは、福祉・保健・医療分科会という専門の分科会で、さらにそのうち児童福祉の分野において事業を整理したものがこのページでございます。表の上の方ごらんいただきますと、項番、事務事業コードというのがございますが、これは事務的に我々が振ったコードでございますが、その次の各種事務事業という欄に入っておりますのが、いわゆる事務事業名でございます。その次の欄に変更という項目ございますが、そこ

の欄の下の方に経過という文字が入っているところがございます。これがいわゆる経過措置を与板町さんにおいてとった項目でございます。その次に、分類という欄がございますが、これはいわゆる事務事業をどういう形で整理をしていったかの結論の部分でございます。合併時に統一をすとか、当分の間現行どおりをすとか、結論を示している部分でございます。それから、最後の右側、調整方針案でございますが、その結論の内容を示したものがこの欄でございます。長岡市の制度に統一すとか、国の制度であり、調整が不要であるとか、そういう説明をしているものでございます。

以下、同様にそれぞれの分科会ごとに、最後39ページまででございますが、39ページを恐縮ですが、おめくりいただきますと、一番最後が契約の分科会というので、1項目上がっておりますが、このような形で全体として358の項目を一覧表という形で整理をしております。そして、それぞれ1事業項目ずつこのような形で整理をしたわけですが、これらの調整方針案を導き出すために、39ページの次を見ていただきますと、各種事務事業の取扱いに関する調整方針案という市町村別の表構成になっているのがありますが、それぞれの市、町の制度を細かく比較をさせていただきますと、その比較をした結果、どういう課題があるのか、さらにその課題を踏まえて、どういう調整方針案を導き出すのがいいのか、議論、検討を重ねて結論を出してまいったわけでございます。したがって、このものにつきましても358の枚数作成をしたということでございます。

恐縮でございます。また最初の1ページにお戻りください。これらの協議方針につきましては、それぞれの市、町の分科会、それからさらには幹事会においてご承認いただいた内容でございますので、本日は 番のところで、与板町さんから見た場合に下がるという項目が6%ございますが、この項目のうち代表的なものの説明をさせていただきたいと思っております。

順次分科会長が説明をいたします。

福祉・保健・医療分科会（押見）

それでは、総括表の2ページをごらんください。項番20のチャイルドシートの助成でございます。チャイルドシートの助成につきましては廃止する。ただし、再利用事業及び貸与事業については、新市で利用しやすい制度に再編するという調整方針案でございます。このことは、長岡地域合併協議会においては、助成事業は廃止し、長岡市の再利用事業及び山古志村の貸与事業を利用しやすい制度に再編することとしており、再利用事業、貸与事業を工夫しながら活用し、全体で利用者の利便を図っていくというものでございます。

なお、チャイルドシートの助成は、和島村にもあり、長岡市、和島村の協議会においても、この調整方針案を了承いただいております。

チャイルドシートの助成の説明は以上でございます。

福祉・保健・医療分科会（野口）

続きまして、総括表の12ページをお開きください。項番の159、人間ドック等の補助でございます。人間ドック等の補助につきましては、廃止する。なお、廃止後は基本健康診査、がん検診、胸部レントゲ

ン検査をセットで受診できる総合健康診査へ移行するものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとするという調整方針案でございます。この事業は廃止でございますが、同表の項番155の総合健康診査、この事業を拡大することによりまして対応する考え方です。

なお、この調整方針は長岡市と協議をしております和島村、寺泊町、栃尾市とそれぞれの協議会です承をさせていただいております。

人間ドック等の補助につきましては、以上でございます。

環境分科会（長部）

続きまして、総括表の17ページをお開きいただきたいと思います。項番198、家庭ごみ処理手数料でございます。これは、いわゆる家庭ごみの有料化のことでございますけれども、これにつきましては長岡市の制度に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとするという調整方針案でございます。長岡市は、家庭ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、そして粗大ごみの3種類について、昨年10月から有料化しておりますけれども、与板町では無料となっております。有料化の目的は、ごみの減量とリサイクル、これを推進することございまして、合併後は同じ制度の中で一緒になってごみの対策に当たっていききたいというものでございます。ただし、ごみの分別あるいは収集方法を統一するためには、住民の皆さんへの十分な周知期間が必要でございます。このために、平成19年度末までは現行どおりとするというものでございます。

なお、この調整方針は、長岡市と協議しております和島村、寺泊町、栃尾市、それぞれの協議会です承いただいております。

以上でございます。

例規分科会（小野田）

総括表36ページをお開きください。項番429、育英奨学金の貸し付けでございます。調整方針案は、長岡市の制度に統一する。ただし、与板町の既貸付者については、現行の貸付条件、返還条件のままとするでございます。育英奨学金の貸付事業につきましては、長岡市では財団法人長岡市米百俵財団で実施しております。対象者は大学生で、貸付金額は月額3万円、または4万円となっております。一方、与板町さんにおかれては、大学生のほか、短大生、専門学校生を対象としており、貸付金額も月額5万円となっておりますが、制度の範囲を大きく拡大することは困難なことから、長岡市の制度に統一したいというものです。

育英奨学金のみを見ますと、確かにサービス水準が低下いたしますが、長岡市米百俵財団では育英奨学金のほかに、海外の高校に1年間留学する高校生に対する奨学金の支給や中小企業の従業員、それから農業者が研修を受ける場合の研修費用を助成する社会人派遣研修助成事業を行っており、与板町の方々には人材育成の新たなサービスが受けられるということになります。

なお、育英奨学金の貸付制度は、栃尾市、それから寺泊町にもありまして、それぞれの協議会で同様の調整方針です承させていただいております

以上でございます。

事務局（高橋）

各種事務事業の説明につきましては以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

数が多いわけですが、ポイントを絞りますと今説明があったようなことですが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

確かに下がるものもありますが、全体としては水準が上がる方向のようでございますので、議案第29号につきましては了承ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

以上で協議事項すべて終わったわけですが、全体を通して何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局の方は何かございますか。

事務局（高橋）

協議会終了後の予定でございますが、この後記者会見を行います。会場は、第2応接室でございます。両首長さんと会長さんがそろい次第始めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

また、次回の協議会でございますが、今現在県と建設計画について事前協議をこれからスタートするという状況になりましたので、その進みぐあいを見ながら決定をいたしますが、おおむね3月の中旬から中旬くらいになろうかと思っておりますので、協議会の開催日決定いたしましたら、すぐに皆様方の方にお知らせをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

では、これをもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。次回もひとつよろしく願い申し上げます。

（散会 午後2時40分）